

維持管理計画書

産業廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

1. 部外者の立入防止

- (1) 施設は横瀬工場敷地内の中央部に設置される。
- (2) 正門、裏門には部外者の立入を禁止する旨の表示を行うとともに、監視カメラを設置し、部外者の立入防止を図る。

2. 表示等

- (1) 立て札等は、常に見えやすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には速やかに書き換え、その他必要な処置を講じる。
- (2) 立て札等が破損した場合は直ちに補修する。

3. 処理能力に見合った処理

- (1) 処理する産業廃棄物の量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受入時に計量する。
- (2) 施設での産業廃棄物処理は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

4. 飛散の防止

- (1) 飛散する可能性のあるものは、屋内保管する。
- (2) ホッパー等に投入後は処理施設まで密閉設備の中を搬送されるため、飛散の恐れなし。

5. 害虫等の発生防止

受入後速やかに処分するので害虫等の発生の恐れなし。

6. 騒音の防止

必要に応じサイレンサを取りつける。

7. 振動の防止

- (1) 十分な基礎重量を確保する。
- (2) 必要に応じ、防振ゴムを取付ける。

8. 粉塵の防止

清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

9. 排ガスの検査

- (1) セメント焼成炉の排気煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- (2) 大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を実施する。

10. 火災の防止

消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。

11. 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、定期的な施設停止を実施し、定期点検及び修理を実施する。

12. 日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

13. 記録および保存

施設の維持管理及びその他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

14. 異常事態の対応

異常事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

15. 事故の防止

常に事故を防止するため操作室からのプロセス監視、現場巡視及び点検を実施する。特に、地震、台風、大雨等の際には現場巡視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

16. 搬入

- (1) 搬入業者には交通ルールの遵守を徹底させる。
- (2) 住環境維持のため、深夜、早朝の廃棄物受入は行わない。

17. 搬入時の産業廃棄物の確認

- (1) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう、排出業者、運搬業者との連絡体制を確立する。
- (2) 廃棄物の種類及び数量を確認する。
- (3) 荷卸された産業廃棄物に、処理に不適な物（鉄筋等）が認められた場合はこれを除去する。

18. 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理に当たっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等の環境整備を図り、当該処理に係る周辺地域の生活環境保全に配慮する。

19. 事故時の対応

事故発生時には、横瀬工場の緊急事態対応規定に基づいて対応する。

20. 産業廃棄物の保管を行う場合の措置

- (1) 周辺に囲いを設け、見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関し必要な事項（保管する産業廃棄物の種類、保管場所の管理者の名称及び連絡先）を表示した掲示板（縦及び横それぞれ60cm以上）を設ける（積み替えは行わない）。
- (2) 飛散の可能性があるものは、屋内保管する。
- (3) 流出及び地下に浸透の可能性があるものは、コンクリート舗装箇所に保管する。
- (4) 受入後速やかに処分する（悪臭、害虫の発生の恐れなし）。

以 上